

# 平成29年度 第4回

## 日進市国民健康保険運営協議会議事録

平成 30年 3月14日 (水)

日進市中央福祉センター2階集会室

### 【出席委員】

水野	美津子
関根	聖美
宮田	恒治
水野	榮二
金山	和広
田村	一央
堀之内	秀紀
牧	秀次
岩月	ミサヲ
小野寺	秀樹

### 【事務局】健康福祉部長

真野	幸治
----	----

健康福祉部参事

小塚	多佳子
----	-----

健康福祉部保険年金課長

祖父江	直文
-----	----

主幹

宇佐美	香津美
-----	-----

課長補佐

石原	直樹
----	----

係長

中村	充孝
----	----

《議事》 開会 13時30分

事務局 (課長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から平成29年度第4回日進市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、保険年金課長の祖父江と申します。よろしく申し上げます。それでは、協議会を始める前に事務局より2点報告をさせていただきます。</p> <p>1点目は、本日の出席者についてですが、本協議会の成立要件である協議会規則第6条に規定する委員定数の過半数の者の出席及び、各代表の委員の1名以上の出席に関しましては、いずれも満たしていることをご報告いたします。</p> <p>2点目は、本日は、傍聴希望者が1名おられます。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます</p> <p>それでは、これより議事に移りますが、本日の協議会については、発言者のお名前は匿名とさせていただきます、市のホームページで公表させていただきますので、予めご了承をお願いいたします。</p> <p>議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。</p>
会 長	<p>《あいさつ》</p> <p>それでは、議事に入ります前に傍聴者についてお諮りします。本日の協議会の傍聴の許可について、賛成の方は「挙手」をお願いします。</p> <p>《挙手全員》</p>
会 長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、傍聴を許可します。</p> <p>《傍聴者入室》</p>
会 長	<p>次に、本日の議事録署名者の選任についてですが、規則第9条の規定により議長が指名することとなっておりますので、牧委員、岩月委員にお願いします。</p> <p>それでは、議事に移ります。次第3の議題（1）「平成30年度日進市国民健康保険特別会計予算（案）について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (課長)	<p>説明に先立ちまして、1月24日の第3回運営協議会で答申をいただきました件について、途中経過を報告させていただきます。</p> <p>保険税率の改定について、医療費の自然増相当分の引上げについては、やむをえないとご答申をいただきました。これについては、現在、条例改正が日進市議会で審議中であり、3月8日に行われました、福祉厚生委員会では、賛成多数で可決されました。今後3月23日の市議会本会議にて審議される予定です。</p>

<p>事務局</p>	<p>賦課限度額の引き上げについては、高額所得者と中低所得者層の間での保険税負担の公平性の観点から国基準と連動することが望ましいとご答申いただきました。現在、賦課限度額の引き上げについての国基準の引き上げについて、引き上げの根拠となる地方税法施行令の改正手続きが国で行われており、年度末までに改正の見込みです。その後、年度末までに本市の条例を改正する予定です。</p> <p>保健事業につきましては、平成30年度から実施できるものを、新規事業も含めて30年度予算に盛り込んでおりますので、この後、担当からご説明させていただきます</p> <p>《議題（1）について説明》 資料1・資料2により説明</p>
<p>会長 委員</p>	<p>ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>予算の資料1のところ、年々、被保険者が減少しているという説明がありましたが、その理由は、後期高齢者医療に移行する人、働き出して社会保険に加入する人がいると思いますが、その割合はどちらが多いのでしょうか。</p>
<p>事務局 委員</p>	<p>数年前までは、後期高齢者医療に移行する方が多かったですが、最近は後期高齢者医療に移行するよりも社会保険に加入して国保を離脱する方が多くなっています。平成28年10月から社会保険制度が変わり、アルバイトやパートで週に働く時間が短いことにより社会保険の適用を受けなかった方が、一部、社会保険に入れるようになり、国保を抜ける方が増えています。</p>
<p>委員</p>	<p>確かに、制度が変わりましたね。加入者が減少傾向で、対象者が減れば収入も減り、その代わり医療費支出も低くなると思いますが、国保にとってどんなメリット・デメリットがありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>メリットは、被保険者が減ることにより、全体的に保険給付が減ることになるので、法定外繰入金を減らすことができます。デメリットとしては、社会保険に加入する方が国保から抜けることにより、働くことができる元気で若い人が抜け、高齢の方が残ることになりますので、高齢の方は、医療費がかかりますし、所得の低い方からは保険税が入る額が低くなりますので、それによりメリット・デメリットの比重がどうなるかは、まだわかりませんが、それぞれの側面を持っています。</p>
<p>委員</p>	<p>見通しとして、この減少が続くと良い方向にはならないということでしょうか。</p>
<p>事務局 委員</p>	<p>今の状況が続くと、財政状況は厳しくなります。</p> <p>保険給付費の中で、審査支払手数料がありますが、これは、国保連合会</p>

事務局	<p>への支払手数料ですね。レセプトの件数に比例すると思いますが、被保険者の人数が減ればレセプト件数も減ると思いますが、29年度と30年度が同額の理由はなぜでしょうか。</p> <p>被保険者は減少傾向で医療費は減ると思われませんが、高齢の方が増えていますので、どれほど減るかが不明のため同額としています。また、29年度から、国保連合会の単価が変更され値上げとなったため、30年度予算を計上する段階で、29年度決算の見込みが立たなかったこともあり、据え置きとしました。</p>
委員	<p>保健事業についてですが、社会保険に加入している方もいずれは国保に加入となりますが、社会保険の加入者についての保健指導は考えておられますか。</p>
委員	<p>テレビで見たのですが、特定保健指導で改善するように、誓約書を書くようにする会社の例がありましたが、日進市も厳しくしているのですか。</p>
事務局	<p>後の議題3(2)の計画のところに関連しますが、国保・社保それぞれについて、国が目標値を定めています。国保の目標値は60%ですが、どの保険者も対応することとなっています。</p>
委員	<p>保険税の限度額の引き上げについては、条例改正はまだだと報告がありましたが、当初予算には反映されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>国の地方税法施行令が改正されておられませんので、まだ反映されておられません。</p>
委員	<p>先生方に伺いますが、保険指導を受けて良くなるのでしょうか。</p>
委員	<p>なかなか指導を受けず、受けても繰り返している方が多いように思います。ご本人の自覚によりますが、病気の大変さを知るべきですね。</p>
事務局	<p>特定保健指導を行った方のデータは、すべて国保連合会に集められ、全国規模で集計されています。国保連合会を通じて検討会がありますが、施策の方向性としては、ある程度の効果があると捉えて継続されています。</p>
委員	<p>少しでも長続きするように指導することも大切ですね。</p>
委員	<p>指導を受ける本人が、何を感じるかが重要です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、次の議題へ移ります。</p>
事務局	<p>議題(2)の「日進市国民健康保険保健事業計画について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《議題(2)について説明》 日進市国民健康保険第2期保健事業実施計画及び第3期特定健康診査等実施計画により説明</p>
会長	<p>ただ今の説明について、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p>

委 員	特定健診の対象はどのような方ですか。
事務局	特定健診は、40歳以上のすべての方に受診していただき、保健指導は、治療中の方は除くことになっています。
事務局	いずれにしても、4～50歳台の若い方の健診の受診率が低いため、この世代に、いかに受診していただくかを課題としています。
委 員	会社勤めの方は、半ば強制的に健診を受けることとなりますが、会社勤めでない方は、1日休むと仕事にかかわるので、この対策をとらなければ変わらないと思います。
事務局	4～50歳台の若い方を対象とした勧奨を行ったり、土曜・日曜・平日を選択できる日程で集団健診を開催しています。
委 員	それで、結果はいかがですか。
事務局	やはり、若い方の受診は少ない状況にあります。
委 員	国保加入者の方でも、パート勤務をしている方などは勤務先で健診を受けることができると思いますが、その受診者の数は国保の受診率から除かれることとなりますね。
事務局	事業者健診については、計画の65頁に記載がありますが、情報提供を受けて、年間に十数件ですが受診率に反映させています。 先に、ご質問をいただきました健診の対象者については、計画の56頁に記載しています。
会 長	他には、よろしいでしょうか。ないようですので、議題（2）については、以上で終わります。 続いて、次第4「その他」で、事務局から何かありますでしょうか。
事務局	特にありません。
会 長	これで本日の全ての議事は終了しましたので、本協議会を閉会させていただきます。皆様方のご協力により、無事議事を終えることができました。ありがとうございました。
事務局	本年度は、今回が最後の協議会ですので、部長からあいさつを申し上げます。
部 長	本年度は、4回の協議会を開催させていただきました。平成30年度からの国民健康保険制度改正の前年度ということで、保険税の改定など難しい議題もありましたが、皆様のご協力で円滑に会議を進めることができました。いただきました答申やご意見を今後の制度運営に活かしてまいりたいと思います。ありがとうございました。
	(閉会 15時20分)

協議会の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会 長

委 員

委 員